

奈良県介護等体験実施要領

奈良県社会福祉協議会
奈良県老人保健施設協議会
奈良県教育委員会

1 趣旨

小・中学校の教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期することを目的として、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が制定され、普通免許状の授与の条件として社会福祉施設その他施設及び特別支援学校において7日間の介護等の体験を行うことを、平成10年4月以降の大学入学者から義務づけられた。このことに伴い、教員養成課程を有する大学（短期大学を含む。以下同じ。）、奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）奈良県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、奈良県老人保健施設協議会（以下「県老健協」という。）、社会福祉施設その他施設（以下「施設」という。）及び特別支援学校（以下「学校」という。）がそれぞれの機関の基本的役割等を定め、介護等体験が円滑に実施できるよう協力するものとする。

2 実施主体

- (1) 奈良県社会福祉協議会
社会福祉施設における原則として5日間の介護等の体験の実施
- (2) 奈良県老人保健施設協議会
老人保健施設における原則として5日間の介護等の体験の実施
- (3) 奈良県教育委員会
学校における原則として2日間の介護等の体験の実施

3 関係機関の責務

- (1) 大学
 - ① 小学校・中学校教諭免許状を取得希望の者を取りまとめ、県社協、県老健協及び県教委へ介護等体験希望者名簿（様式1）を添付し申し込むこと。
 - ② 学生の施設・学校への割り振りを行い、体験者名簿（様式2）を作成して県社協、県老健協、県教委及び受け入れ施設・学校へ提出すること。
 - ③ 個人申込書（様式3）及び健康診断書を、受け入れ施設・学校へ提出すること。
 - ④ 介護等体験証明書（様式4）を作成し、学生に対して携行させること。
 - ⑤ 介護等体験に係る必要経費を取りまとめて、関係機関へ支払うこと。
 - ⑥ 学生に対して次に掲げることを指導すること。
 - ア 法の趣旨及び介護等の体験の事前指導
 - イ 介護等体験保険への加入
 - ウ 小学校・中学校教諭免許状取得に対する堅固な意志の保持
 - エ 介護等体験証明書の紛失防止
 - オ 個人情報の秘匿
- (2) 施設及び学校
 - ① 各年度初めに、受け入れ可能な日程及び人数を社会福祉施設は県社協へ、老人保健施設は県老健協へ、学校は県教委へ報告すること。
 - ② 介護等体験終了後、証明書に証明すること。
 - ③ 大学から提出された体験者名簿を5年間保管すること。
- (3) 県社協、県老健協及び県教委
 - ① 県社協は社会福祉施設・県老健協は老人保健施設・県教委は学校に対し、受け入れ日及び人数の報告を依頼すること。
 - ② ①に定める報告に基づき、県社協は社会福祉施設・県老健協は老人保健施設・県教委は学校と調整を図り、受け入れ施設・学校、日程及び人数を大学及び受け入れ施設・学校に報告すること。
 - ③ 当事業において取得した個人情報については、取り扱い・保管に十分配慮し、無断で第三者に提供しないこと。

4 事前指導

大学は、責務としてさだめたもののほか必要に応じて介護等の体験に必要な事前指導を行うものとする。

5 介護等体験の内容

受け入れる施設又は学校の状況に応じて、主に次のような体験をさせることとする。

- (1) 介護又は介助
- (2) 話し相手、散歩の付き添いなどの交流等
- (3) 掃除、洗濯等、施設・学校の職員に必要とされる業務の補助等

6 必要経費

受入関係機関は、必要と認めるときは、受入れ及び体験に必要な諸経費を介護等体験者から徴収するものとする。

7 介護等体験証明書

- (1) 同一の施設又は学校で複数の期間にわたる場合は、期間ごとに証明するものとする。
- (2) 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等と記入するものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要事項については、社会福祉施設については県社協が、老人保健施設については県老健協が、学校については県教委が、細則に定める。

附 則

この要領は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

奈良県介護等体験(特別支援学校)実施要領細則

奈良県教育委員会

1 趣 旨

この細則は、奈良県介護等体験実施要領に基づき、介護等体験希望者と特別支援学校（以下「受入学校」という。）の調整にあたって、奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）が調整窓口として行う手続等に関して定めるものである。

2 実施主体

奈良県教育委員会

3 対象学生

- (1) 奈良県内にある大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の平成10年以降の入学者及び科目履修生で、介護等体験特例法の適用を受け、小学校及び中学校の普通免許取得希望者とする。
- (2) 県外大学等に在学する介護等体験生の受入は県内出身者を対象とする。

4 体験実施期間

原則として当該年度の5月～3月

5 県教委の主な調整業務

- (1) 大学等からの「希望者名簿」受付
県教委は、あらかじめ大学等で一括して取りまとめられた希望者名簿を受付する。
受付期間は、前年度2月10日～3月10日とする。
- (2) 受入学校への受入調査の実施
県教委は、県内の特別支援学校に受入調査を実施する。
- (3) 調整、通知事務
県教委は、学生の申込と受入学校の受入可能日等を考慮し調整を行う。調整結果は、大学等と受入学校にそれぞれ通知する。
なお、学生本人が、直接受入学校に「介護等体験」の受入を申し込むこと、また、受入学校の変更を個々に行うことはできない。

6 諸経費

食費、宿泊費、資料代等の実費は、学生個人が直接受入学校に支払う。

7 その他

この細則に定めるもののほか、介護等体験の実施について必要事項は、施設・学校に関するものについては県社協、県老健協と連名で、学校に関するものについては県教委が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この細則中4及び5(1)の規定は平成19年1月10日から、1及び5(2)の規定は平成19年4月1日から施行する。

奈良県介護等体験(社会福祉施設)実施要領細則

【奈良県内大学用】

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

1 趣 旨

この細則は、奈良県介護等体験実施要領に基づき、介護等体験希望者と社会福祉施設（以下「受入施設」という。）の調整にあたって、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が調整窓口として行う手続等に関して定めるものである。

2 実施主体

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

3 対象学生

- (1) 奈良県内にある大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の平成10年以降の入学者及び科目履修生で、介護等体験特例法の適用を受け、小学校及び中学校の普通免許取得希望者とする。
- (2) 県外大学等に在学する介護等体験生の受入は県内出身者を対象とし、社会福祉施設での受入については県社協が実施する合同オリエンテーションを受講できる者とする。

4 体験実施期間

原則として当該年度の6月の最終週～9月の最終週

5 県社協の主な調整業務

- (1) 大学等からの「希望者名簿」受付
県社協は、あらかじめ大学等で一括して取りまとめられた希望者名簿を受付する。
受付期間は、当該年度3月10日～4月15日とする。
- (2) 受入施設等への受入調査の実施
県社協は、県内の社会福祉施設等に受入調査を実施する。
- (3) 調整、通知事務
県社協は、学生の申込と受入施設の受入可能日等を考慮し調整を行う。調整結果は、大学等と受入施設にそれぞれ通知する。
なお、学生本人が、直接受入施設に「介護等体験」の受入を申し込むこと、また、受入施設の変更を個々に行うことはできない。

6 事前研修

社会福祉施設での体験希望者は、県社協が実施する事前研修「合同オリエンテーション」を必ず受講しなければならない。

7 必要経費

- (1) 介護等体験事務手数料
大学は、介護等体験事務手数料として、学生一人につき1日500円（5日間：2,500円）を徴収するものとする。
- (2) 介護等体験費用
大学は、受入施設での介護等体験費用として、学生一人につき1日1,000円（5日間：5,000円）を徴収するものとする。
- (3) 合同オリエンテーション費用
大学は、合同オリエンテーション費用として、学生一人につき2,500円を徴収するものとする。
- (4) 大学は、介護等体験事務手数料・介護等体験費用・合同オリエンテーション費用を体験終了後速やかに県社協及び受入施設に支払うものとする。
なお、支払い方法は指定する口座への口座振込とする。

8 その他

この細則に定めるもののほか、介護等体験の実施について必要事項は、施設・学校に関するものについては県老健協、県教委と連名で、施設に関するものについては県社協が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年2月1日から施行する。

奈良県介護等体験(老人保健施設)実施要領細則

【奈良県外大学用】
奈良県老人保健施設協議会

1 趣 旨

この細則は、奈良県介護等体験実施要領に基づき、介護等体験希望者と老人保健施設（以下「受入施設」という。）の調整にあたって、奈良県老人保健施設協議会（以下「県老健協」という。）が調整窓口として行う手続等に関して定めるものである。

2 実施主体

奈良県老人保健施設協議会

3 対象学生

奈良県外にある大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の平成10年以降の入学者及び科目履修生で、介護等体験特例法の適用を受け、小学校及び中学校の普通免許取得希望者とする。

4 体験実施期間

原則として当該年度の7月～3月

5 県老健協の主な調整業務

(1) 大学等からの「希望者名簿」受付

県老健協は、あらかじめ大学等で一括して取りまとめられた希望者名簿を受付する。
受付期間は、当該年度4月1日～4月28日とする。

(2) 受入施設等への受入調査の実施

県老健協は、県内の老人保健施設に受入調査を実施する。

(3) 調整、通知事務

県老健協は、学生の申込と受入施設の受入可能日等を考慮し調整を行う。調整結果は、大学等と受入施設にそれぞれ通知する。

なお、学生本人が、直接受入施設に「介護等体験」の受入を申し込むこと、また、受入施設の変更を個々に行うことはできない。

6 必要経費

(1) 介護等体験事務手数料

大学は、介護等体験事務手数料として、学生一人につき1日500円（5日間：2,500円）を徴収するものとする。

(2) 介護等体験費用

大学は、受入施設での介護等体験費用として、学生一人につき1日1,000円（5日間：5,000円）を徴収するものとする。

(3) 大学は、介護等体験事務手数料・介護等体験費用を体験終了後速やかに県老健協及び受入施設に支払うものとする。

なお、支払い方法は指定する口座への口座振込とする。

7 その他

この細則に定めるもののほか、介護等体験の実施について必要事項は、施設・学校に関するものについては県社協、県教委と連名で、施設に関するものについては県老健協が別に定める。

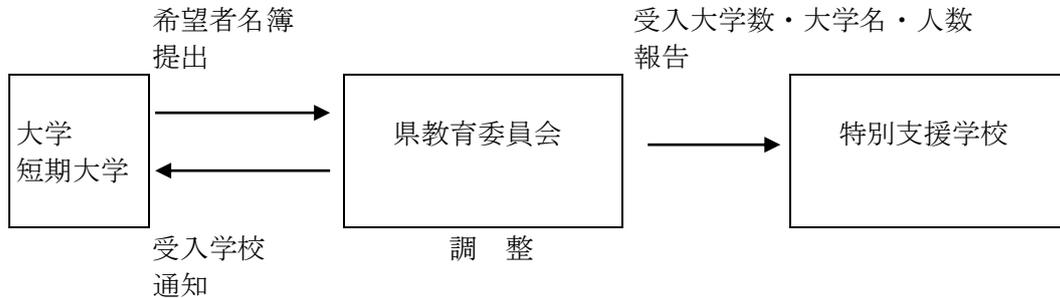
附 則

この細則は、平成18年3月31日から施行する。

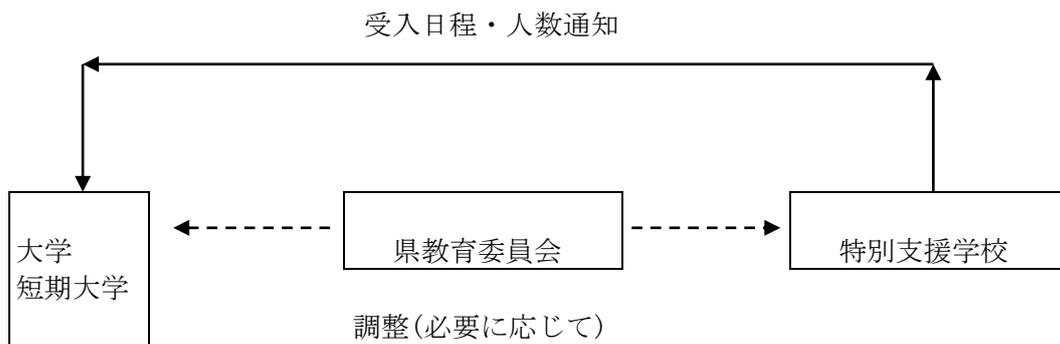
介護体験に係る手続きの流れ

奈良県教育委員会

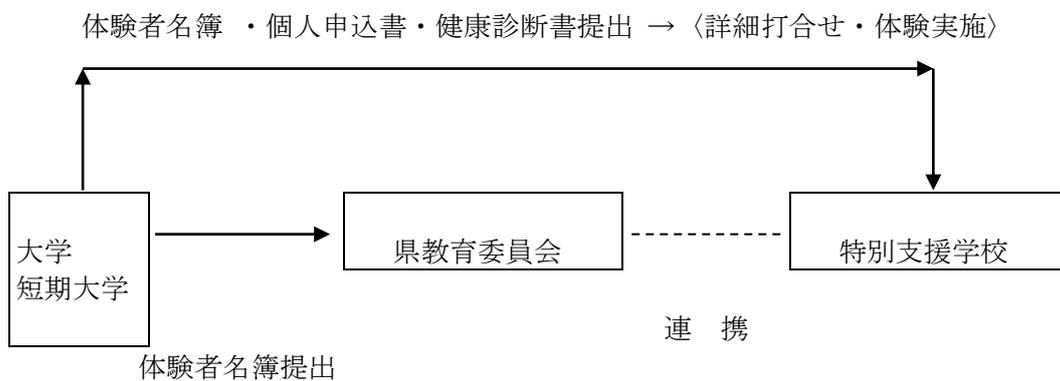
1 介護等体験希望者報告（締切 3月10日）、受入人数・大学数報告



2 介護等体験の日程・人数通知（3月20日～4月5日）



3 介護等体験者名簿・個人申込書提出（4月20日必着）、詳細打合せ、体験実施（5月～3月）

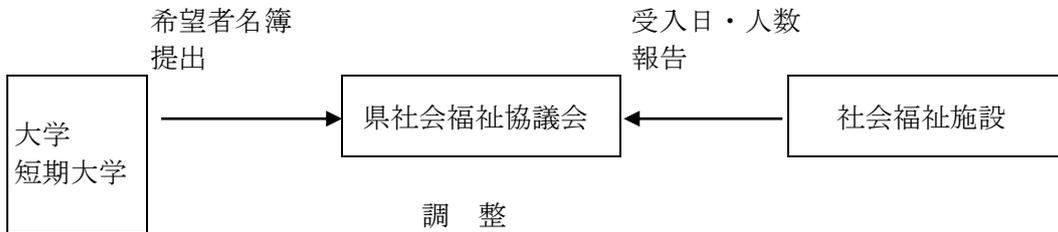


【社会福祉施設での体験の場合・奈良県内大学】

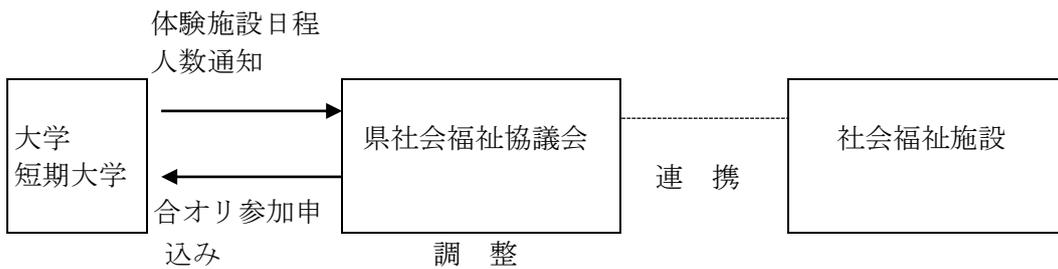
介護体験に係る手続きの流れ

奈良県社会福祉協議会

1 介護等体験希望者報告（締切 4月15日）、受入可能日・人数報告

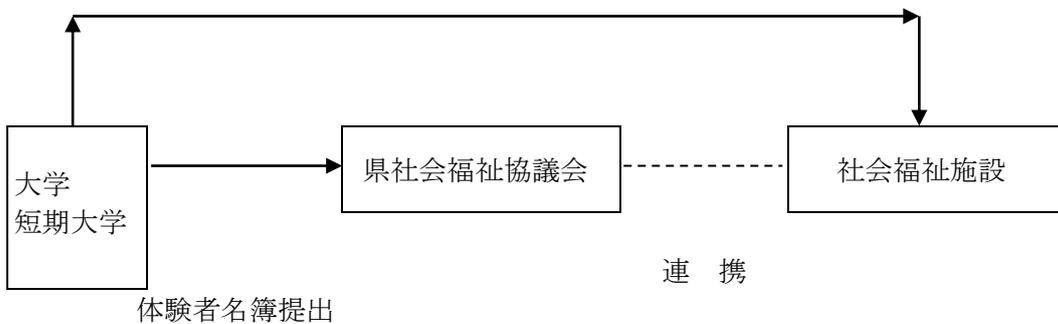


2 介護等体験の日程・人数通知（5月中旬）



3 介護等体験者名簿・個人申込書提出（締切 6月上旬）、詳細打合せ、体験実施

体験者名簿・個人申込書・健康診断書提出 → 〈詳細打合せ・体験実施〉

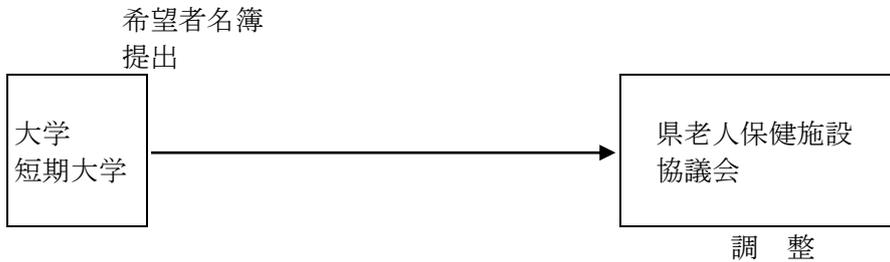


【老人保健施設での体験の場合・奈良県外大学】

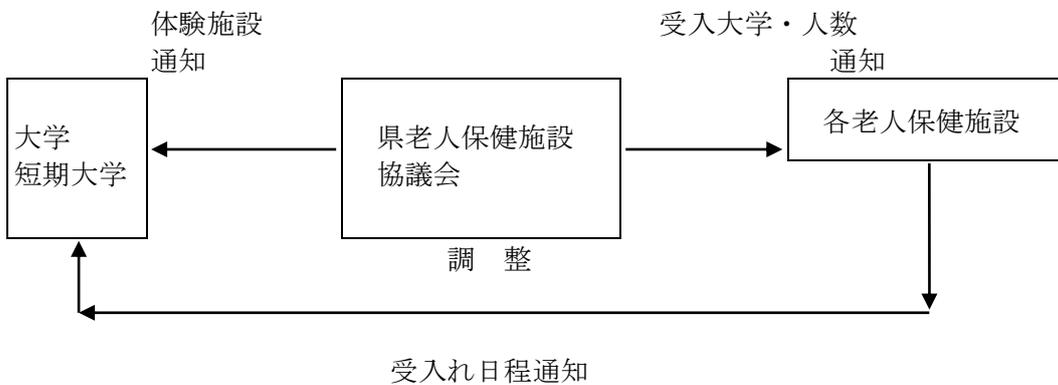
介護体験に係る手続きの流れ

奈良県老人保健施設協議会

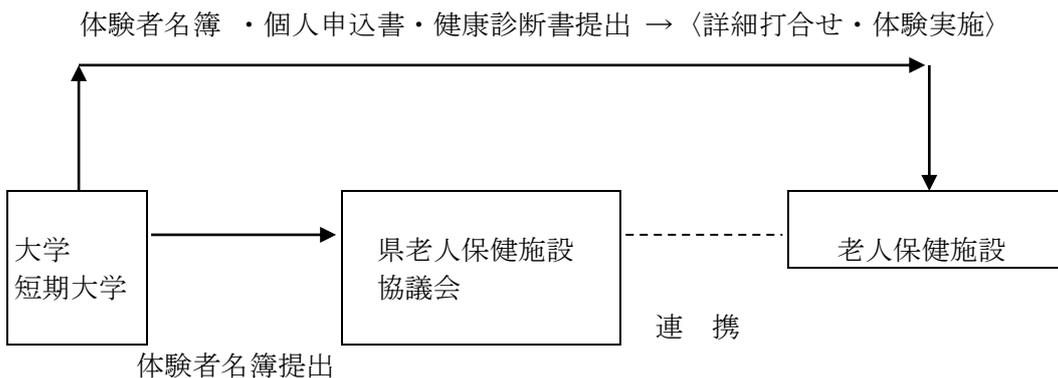
1 介護等体験希望者報告（締切 4月末）、受入可能日・人数報告



2 介護等体験の日程・人数通知（5月中旬）



3 介護等体験者名簿・個人申込書提出（締切 6月上旬）、詳細打合せ、体験実施



《名簿提出に関するお願い》

介護等体験希望者報告について、郵送トラブル等のいかなる理由があっても、期間内に名簿提出がなされなかった場合は体験参加登録不可となります。

また、名簿には個人情報が含まれておりますので、ご投函の際は投函記録及び配達記録が残るもの、もしくは配送状況が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）をご利用くださいますようお願いいたします。

介護等体験申込みについて

奈良県社会福祉協議会
奈良県老人保健施設協議会
奈良県教育委員会

【申込み期間】

社会福祉施設での体験：3月10日～4月15日(必着)

老人保健施設での体験：4月 1日～4月28日(必着)

学校での体験：2月10日～3月10日(必着)

【申込み先(介護等体験希望者名簿提出先)】

《社会福祉施設での体験の場合》

《老人保健施設での体験の場合》

【県内大学】奈良県社会福祉協議会

【県外大学】奈良県老人保健施設協議会

奈良県社会福祉協議会
〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉協議会 施設福祉課 TEL 0744-29-0100 FAX 0744-29-0108

奈良県老人保健施設協議会
〒634-0832 橿原市五井町 247 奈良県老人保健施設協議会事務局 TEL 0744-26-2288 FAX 0744-26-2277

《特別支援学校での体験の場合》

奈良県教育委員会

奈良県教育委員会
〒630-8502 奈良市登大路町 30 奈良県教育委員会事務局 教職員課 教職員相談支援係 (教員免許担当) TEL 0742-27-9805 (内線 5234) FAX 0742-24-7256

【諸連絡】

- 1 受入調整結果は奈良県社会福祉協議会で社会福祉施設、奈良県老人保健施設協議会で老人保健施設、奈良県教育委員会で特別支援学校を取りまとめ、各大学等へ送付します。
- 2 各大学等は調整結果をもとに学生を割り振り、体験者名簿・個人申込書・健康診断書を受入先へ送付するとともに受入依頼を行い、必要な事項や手続等について確認し、体験実施に向けての連絡調整を行ってください。

また、体験者名簿は奈良県社会福祉協議会(社会福祉施設での体験)、奈良県老人保健施設協議会(老人保健施設での体験)及び奈良県教育委員会(特別支援学校での体験)へも提出してください。

- 3 大学等は希望者名簿を県社協・県老健協・県教委へ送付する際、返信用封筒(角型2号、140円切手貼付)を同封してください。※10月1日より郵便料金が改定になりますのでご注意ください。
- 4 健康診断書は各大学で実施したもののコピーで可とします。
(施設等によってはその他の検査等が必要な場合があります。)
- 5 介護等体験証明書は大学等が作成し、学生に携行させ、体験終了時に証明を受けてください。
(原則として再発行はできません。)
- 6 体験終了後、大学等は必要経費を取りまとめ関係機関等へすみやかに振り込んでください。
(実費は学生個人が直接体験先に支払う。)
振込みの際は学校名を明記してください。
- 7 介護等体験に関わる保険に未加入の学生の受け入れはできません。
- 8 受入日及び体験先の割り振りは、各協議会と県教育委員会で行います。
定期試験・教育実習等の日程は考慮しますが、授業日、体験先、その他個人的な希望については考慮することはできません。

社会福祉施設での介護等体験に関わる諸経費について

【奈良県内大学用】

奈良県社会福祉協議会

- 1 介護等体験事務手数料（1人・1日 500円）
合同オリエンテーション参加費（1人・2,500円）

大学は介護等体験事務手数料と合同オリエンテーション参加費を併せて、すべての学生の体験終了後10日以内に奈良県社会福祉協議会へ口座振込で支払う。

※振込み後、別紙様式により通知して下さい。

奈良県社会福祉協議会

奈良県社会福祉協議会 事務局長 井ノ上 昌(イノウエ アキラ)
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11 TEL 0744-29-0100
南都銀行 普通預金
神宮前支店 (口座番号) 399180

- 2 社会福祉施設での諸経費（1人・1日 1,000円）

大学は体験協力金として【(1,000円) × (人数) × (日数)】を、学生の体験終了後すみやかに施設に支払う。

※各体験施設への支払い方法、期日及び振込口座等は、各大学から直接施設にお問い合わせください。

※実費(食費、宿泊費、資料代等)は、学生個人が直接体験施設に現金で支払う。

※公立施設(県立登美学園、県立筒井寮、天理市療育教室 杉の子学級)の支払いについて
注) 県又は、市歳入となる為、直接口座へ振込まず、指定の納付書を受取後、指定納付書によって入金して下さいとのこと。

老人保健施設での介護等体験に関わる諸経費について

【奈良県外大学用】

奈良県老人保健施設協議会

1 介護等体験事務手数料 (1人・1日 500円)

大学は【(500円) × (人数) × (日数)】を奈良県老人保健施設協議会へ支払う。

2 老人保健施設での諸経費 (1人・1日 1000円)

大学は体験協力金として【(1000円) × (人数) × (日数)】を施設に支払う。

実費は学生個人が直接体験施設に支払う。

※ 実費・・・食費、宿泊費、資料代等

※ 支払方法・・・口座振込

奈良県老人保健施設協議会

奈良県老人保健施設協議会 会長 南 尚希(ミナミ ナオキ)
〒634-0832 奈良県橿原市五井町 247 TEL 0744-26-2288
南都銀行 普通預金
(店番) 490 橿原支店 (口座番号) 2186412

※ 介護等体験事務手数料及び体験協力金は体験終了後すみやかに協議会及び施設にお支払いください。

※ 各体験施設への支払い方法、期日及び振込口座等は、各大学から直接施設にお問い合わせください。